令和８年度産地輸出支援事業（カナダ：かんしょ）業務委託仕様書

１　目的

かんしょの品質低下のリスクがある厳寒期の出荷において、試験輸送の実施により品質改善を図ることで、カナダ向け本県産かんしょの輸出拡大を目指す。

併せて、継続的な輸出の実現を目指し、現地量販店におけるプロモーション活動などにより、商品の認知向上につなげる取組等を実施する。

２　委託業務名

令和８年度産地輸出支援事業（カナダ：かんしょ）業務委託

３　委託期間

契約締結日から令和９年３月 31 日までとする

４　委託業務の内容

本事業は、本県産農産物の海外市場における認知向上に向けた取組等により、輸出拡大を図るため、現地での消費宣伝等の業務を委託する。

（１）対象国

・カナダ

（２）事業項目

ア　試験輸送にかかる物流業務

・国内外の物流の調整

・輸送試験の実施、結果の取りまとめ

（輸送条件の確認、現地着荷状態の調査　等）

イ　販売促進活動

・量販店等における試食提供、販売促進の実施

・消費者向けの食べ方・調理法の訴求

・商品説明チラシ、店頭ＰＯＰ等の作成

・実施に係る連絡調整

ウ　その他

なお、本事業の各項目については、契約締結後もなお契約当事者間協議のうえ、必要に応じて適宜修正できるものとする。

（３）年間事業計画書の提出及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容及び輸出目標額等を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ各月毎に進捗状況及び輸出の実績を報告すること。

事業完了後においても、事業完了の翌年度から５年間は輸出の実績を報告すること。

（４）業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、量販店等から得た販売実績のデータを含む。）を１部提出すること。

ア　提出期限

業務完了後 60 日以内又は令和９年３月 31 日のいずれか早い日までに提出すること。

イ　提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

5　委託要件等

（1）受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする

・対象国へ本県産農産物を輸出するルートが確立されている輸出業者等

・事業内容について産地の合意が得られていること

（2）再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（3）事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

産地の出荷状況等により当初計画した数量の輸出が困難となった場合等における事業費の余剰分については、県と協議の上、他の品目で実施する等、可能な限り県産品の輸出拡大に取り組むものとする。

（4）疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

（5）秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言してはならない。

（6）知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

（7）成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

以上